



はしかわ市長の **だいすき! くさつ** ~出合いの 365日~

未来に向かって

先般、東日本大震災から10年が経とうとしている中、東北地方を中心に大規模な地震が発生しました。被災されました皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。地震の揺れは北海道から中国地方まで観測されています。毎年のように震度を超える地震が発生しておりますことから、いつ、どこで起こるか分からない地震に備えて、家具の固定や避難場所、連絡手段の再確認を願います。

滋賀県で初めて新型コロナウイルスの感染を確認してから1年が経ちました。コロナ禍で活動が自粛、制限される中、子どもたちに夢と希望をもってもらおうと、市内の小学校で一流アスリートの方々の交流が行われました。今号の特集ではその様子をご紹介します。運動をすることは、心身のリフレッシュだけでなく、勉強をするための体力や集中力にもつながることや、仲間と協力し合うことの大切さなどを教えていただきました。子どもたちには、夢は叶うと信じて未来に向かって羽ばたいてほしいと思います。

民の皆様の未来のための取り組みも進めていきます。5ページでもご紹介していますが、(仮称)市立プール整備・運営事業につきましても、落札事業者が決定しました。今後は、水泳などを通じて、健康増進や体力の向上、心身のリフレッシュが図れるような施設となるよう整備をしてまいります。併せて、周辺施設なども含めて、新たなにぎわい創出につながる施設にしていきたいと考えています。

新しい施設といえますと、前回ご紹介しましたキラリ工草津が、いよいよ皆様にお披露目できる運びとなりました。8ページでご案内していますが、28日に内覧会を開催いたします。多くのご参加をお待ちしています。

三寒四温の言葉どおり、冬も春が行きつ戻りつの季節ですが、コロナ対策として、感染リスクが高い場面に注意し、3密(密閉、密集、密接)の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いや消毒、適切な換気と加湿など、感染防止対策を徹底しながら、体調管理をさせていただきます。

すっきりさわやかサービス事業

在宅生活から入院したときに、急性期の3カ月に限り、入院中も紙おむつを支援しています。

対 入院前からすっきりさわやかサービスの登録がある人

※同一月内に紙おむつの配達があった人は請求不可

助成金 月6,000円を上限として、9割(一部利用者は8割か7割)

他 申請月は、9・3月

申 3月26日(金)まで(消印有効)に、申請書を書き、入院中の紙おむつ代の領収書(原本)・入院期間の分かる書類・申請者の本人確認書類(写)を添えて、直接か郵送で

申・問 介護保険課(1階)

☎561-2369、FAX561-2480

国民年金 こんなときには届け出が必要です

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人加入しなければなりません。届け出は、加入時だけでなく、被保険者種別の変更時にも必要です。

届け出がない場合、年金額の減額や、受け取れなくなることがあります。手続きは、担当課でできます。必要書類などは、お問い合わせください。

- 厚生年金に加入していたが、退職したとき
- 配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金を辞めたとき など

申・問 保険年金課(1階)

☎561-2367、FAX561-2480

日本年金機構草津年金事務所

国民年金課(西渋川一)

☎567-2220、FAX562-9638

志津まちづくりセンターが新しくなってオープン!

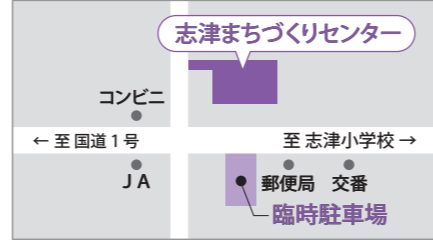
DIY教室などを行う工作室や交流サロン、草津焼の陶板(とうばん)レリーフを壁に飾るなど、地域の皆さんの思いが詰まった施設となります。

4月1日(休)からのオープンに先立ち、内覧会を開催します。

☎ 3月27日(出) 11:00~12:30

所 志津まちづくりセンター(青地町)

●臨時駐車場位置図



問 まちづくり協働課(2階)

☎561-2324、FAX561-2482

差別のない明るいまちに

問 人権センター(大路二)
☎563-1177、FAX563-7070

子どもの人権を守るために ~大人の気づきと見守り~

差別や人権侵害は新たに生まれる

国内で新型コロナウイルスの感染が確認され、1年が経過しました。医療をはじめ、政治、経済、教育、文化、スポーツなどの分野を問わず、誰もがコロナに影響を受けた1年だったのではないでしょう。

コロナ禍では、「コロナ差別」という新しい差別や、人権侵害が発生しました。そういった行為が理不尽であることは言うまでもありませんが、新たに生まれる差別や人権侵害に対し、その都度、知識や対処法を見直す必要があります。

ヤングケアラーを知っていますか?

このコラムでは、これまでも「子どもの人権」に関する内容について紹介してきましたが、今回は、子どもと家族を巡り、深刻化する、「ヤングケアラー」の問題について紹介します。ヤングケアラーについては、まだ公式な定義はありませんが、平成30年に実施された厚生労働省の研究事業では、「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども」と説明されています。

家庭での「お手伝い」を否定するわけはありませんし、ケアを担うことで得るものもありますが、子どもの年齢や成長度に見合わない、許容量を超えるような負担になっているケースがあります。例えば、小学校低学年の児童が乳児の世話を強いられるたり、高校生が祖父の身

の回りの世話をしている学校に行けなくなったなど、誰にも相談できず、悩み苦しんでいるという事例があります。子どもたちの心身の成長、学習や進路、友人との人間関係に支障をきたすこともあり、子どもの人権に大きく影響する問題でもあります。

的確な支援体制を築くために

昨年12月から、厚生労働省と文部科学省が協力し、全国規模でヤングケアラーについての実態調査に乗り出しました。全国の公立中学校や、定時制を含む高校など、約1300校の2年生約18万人を対象に、介護や世話が必要な家族がいるかどうかなどについて調査が実施され、今年度内に結果が公開される予定です。

在宅での医療や介護の必要性が求められることや、核家族化や高齢化に伴い、家庭内でのケアの担い手が少なくなっているのも事実ですが、そのしわ寄せが子どもたちに行くことがないよう、的確な支援体制を築くためにも、この調査で実態を可視化することが重要です。

差別や人権侵害のもう一つの特徴

差別や人権侵害の特徴として、被害を受けている人たちが声を上げにくいという共通点が挙げられます。特に虐待、いじめ、体罰など、子どもが被害を受ける場合、その傾向は顕著になります。周りの大人が注意し、見守ること、子どもたちの健全な育成につながっていくことが重要です。

『ながら運転』は危険です

運転中に、カーナビゲーション装置やスマートフォンなどの画面を注視したり、操作することは、重大な交通事故につながる極めて危険な行為です。

必要がある場合は、必ず安全な場所に車両を停車してから行いましょう。

問 交通政策課(5階)

☎561-2343、FAX561-2487

キラリエ草津(市民総合交流センター)内覧会開催

5月6日(休)にオープンするキラリエ草津(大路二)の内覧会を開催します。密集を防ぐため、入場制限をする場合があります。

☎ 3月28日(日) 11:00~12:30

問 まちづくり協働課(2階)

☎561-2337、FAX561-2482

